慶應義塾大学学術情報リポジトリ
Keio Associated Repository of Academic resouces

Title	帝国主義の経済学
Sub Title	
Author	宮坂, 作衛
Publisher	三田学会
Publication year	1911
Jtitle	三田学会雑誌 (Keio journal of economics). Vol.5, No.1 (1911. 1) ,p.101- 116
JaLC DOI	
Abstract	
Notes	雑録
Genre	Article
URL	https://koara.lib.keio.ac.jp/xoonips/modules/xoonips/detail.php?koara_id=AN00234610-19110115-0101

慶應義塾大学学術情報リポジトリ(KOARA)に掲載されているコンテンツの著作権は、それぞれの著作者、学会または出版社/発行者に帰属し、その権利は著作権法によって保護されています。引用にあたっては、著作権法を遵守してご利用ください。

The copyrights of content available on the KeiO Associated Repository of Academic resources (KOARA) belong to the respective authors, academic societies, or publishers/issuers, and these rights are protected by the Japanese Copyright Act. When quoting the content, please follow the Japanese copyright act.

合策行はれしも、其聯合は鞏固ならずして、所期の目的を達するに足らざりき。各地方に亙る勞働組合の成立を見るに至りしは正に一八三〇年代のことに屬す。而して此新氣運に乘じて陳勝吳廣たりしものはランカシエヤの紡績職工及びヨークシエヤの建築職工なり。彼等は他に卒先して全國同業職工の同盟を形成せり。一八三三年に起れる數度の同盟罷工は從前のものに比して範圍廣く、爲めに時の內務大臣をして組合禁止法復活の必要を思はしめし程なりき。マンチエスター、パイスレー、バアミンガム、リーズ、ダービー及びポッテリーズ其他の地方に頻々として起れる同盟罷工に際し、各組合は互に相提携し、一樣なる援護を罷工中の同業者に與へたり。次で聯合勞働組合の組織成り、一八三三年九月七日「開拓者一名勞働組合時報」は此運動の機關紙としてジエームス、モリソンの手に依つてバアミンガムに創刊せられたり。其後數ヶ月を出でずして一八三四年一月には全國聯合勞働組合の成立を見たり。ロバート、オーウエンは實に此組織に最も貢獻せる一人なりき。同組合は僅々數週間に少くとも五十萬人の組合員を吸收し、內數萬の農民及び婦女を包含せり。執行委員は四名の有給事務員を從へて倫敦に在り。以て組合の事務を處理するの任に當れり。此大聯合の聲明せる政策は全國を通じて一般的勞働者の同盟罷工を行はしむるに在りしも、然も創立の當初よりして斷えず局部的爭鬪に累はされたり。斯くて法權壓迫の時代を脫したる勞働組合は全く革命の時代に入れるなり。

（六）

勞働組合の前途は現今に在ても經濟社會の未知數なり。近世の經濟學者と改革派社會主義者とは幾多の點に於て其意見の接觸調和を見たりと雖も、勞働組合に就ては全然同一なりと云ふ可らず。

經濟學者は飽くまで勞働組合を以て任意自由の發達を期げたる自發的組織と爲し、之に對して何等特種の特權を附與す可きものにあらず、各人は之に加入するも脫退するも全く其意の儘に任す可

きものにして、組合以外に立たんと欲するものも之が組合員たるものと法律上產業上同等の權利を保有す可きを主張し、且つ同一工業內に二個の相異れる組合對立するも亦之を是認す可く兩者は共に法律上同等の地位に立つ可きものなりと做せり。

然るに社會主義者は勞働組合を以て勞働者の法律上の團結と爲し、之に加入するものは特權を享有するものなりと思惟し、之を以てあらゆる障害抵抗を排除し組合に加入せざるものを悉く征服す可き特權を附與せられ、實權を保有するタイラントたらしめんとするに在り。由是觀之改革派社會主義者の主張する所亦往々にして昔時の革命的社會主義者の主張と相近きものなるを發見せずんばあらず。

近時頻々として外電の傳へつゝある激烈なる同盟罷工は蓋し何事を語りつゝあるか。吾人は暫く舊時に於ける勞働組合の苦鬪吏を二三のオーソリチーより抄譯補綴して以て靜に勞働組合の前途を冥想せんとするものなり。（完）

帝國主義の經濟學

宮坂作衛

帝國主義の經濟學を論ずるに當り先づ何故に吾人はアダムスミスの思想及び論法に復歸せざるべからざるか。六十餘年前既にミルは其の著「原論」の序文に於て國富論は數多の點に於て獨斷的にして且つ全く不完全なるものなりと云へり。然らばミルすらも亦獨斷的にして不完全なりと思考せらるゝ現代に在りて何故に吾人は最近の經濟學說を採用し或は高等數學の助を藉りて以て限界的學說を適用する事能はざるか」。との先決問題を生ず。如上の問題に對する解答に二樣あり、卽ち積極的なるもの及び消極的なるもの是也。先づ最初消極的方面より述べんに之れ卽ちある科學の進歩若しくはある特殊の問題の解決に對し最も大なる妨害となるものは不適當なる觀念を使用するにありとの古來の敎訓に基くもの也。

觀念の解釋に於ても將た又統計の使用に於ても共に經濟學上に於ける數學的論法の價値を無視す

るは到底余の爲し得る所にあらずと雖も數學的思想及論法の適用は頗る制限せられ而かも此制限たる特に數學的經濟學者の主腦殊に彼等の父とも稱すべきクールノーによりて切言せられたり。此等の制限にして承認せらるゝにあらざれば我が經濟學者は彼のガリヴアー旅行記中のラプタ島飛島民のなす所と擇ばざるに至るの危險なしとせず。此ラプタ島にては各人數學的問題にのみ腐心し爲めに實際生活上のことに彼等の注意を呼起さんとせば、必ず膀胱の附きたる棒を持てる從者に口や耳を打たるゝことを必要とす。吾人は屢々アダムスミスの不注意なる點に關して說く所あるを耳にせり然れども彼が天文學史を著し或はニユートンの數學に於て熟達せる所ありしと雖も國富論を著述せる當時決して如上の打棒は之れを必要とせざりしは已に明確の事なり。

之と等しく限界的學說の思想も其用途數多ある可しと雖も、然も其用途たる大に制限せらる可きもの也。彼のゼボンス自ら一般經濟學に關しアダムスミスの論法に復歸せんと主張したるが如き寧ろ顯著なる事實と云ふべき也。

以上は卽はち論法問題の消極的方面に付きて論じたるものなり、今積極的方面につきて見るにアダムスミスの思想及び論法を以つて帝國主義の經濟學を論ずる第一の理由に就きて述べんに千八百八十七年かのハルデーン氏はアダム、スミス傳中に曰くアダム、スミスは抽象的提案は如何なる注意を以て之れを叙述するも單に事物の半面を表示するに過ぎざるものにして從つて獨り具體的のものに屬す可き性質を缺くものなりとの觀念を把持せり。抽象論は有用なる僕婢なれども然も不良の主人なりと云ふべし、と余は此見地より國富論の主要なる誤謬として一般に注意せらるゝものは却つて其の主たる長所とする所にして且又冗長多辯を用ふるに對して不滿を懷く者は事實は却つて抽象を眞理に轉換するを誹るものなる事を玆に附言せんとす。

アダムスミスの論法に復歸するの第二の理由はスミスが一般人民に解し易く又普く知られたる思想を以て論述せる事卽ち是也。但し吾人にして若し一般に普及せる思想を使用し且つ之れを表示するに一般普通の言語を使用したりとするも之れを以て直ちに吾人はあらゆる難解を脫し且つ之れが爲めに何等科學的分析の必要を見ざるものと思想すべからず。見よ將棋の規則は簡單にして何人も容易に之れを習得する事を得て兒童と雖も良

く之れを翫ぶ事を得る也。然も此將棋の戰略には無限の困難あること人の良く知る所にあらずや。アダムスミスが論述したる如く「人類社會の大將棋盤に於て各個夫々立法者が選んで以て其れに强制せんとするものとは全然相異なれる自己行動の原則を有するものなり」。經濟學上に於て恐らく最も困難とするは法律或は政府と接觸する邊に存するものなり。而して此場合に於ては大部分數學的思想は不合宜たるを免れざるなり。

最後にアダム、スミスは實際政治家が據つて以つて行動せし思想を供與せし人なりと云ふを得べし。コブデンは余が知れる新規なる經濟上の眞理は一も之れを發見せざりき、とはかのモーレーが言なり。かくてモーレーは單にコブデンのみならず。グラトストンに對して經濟的思想を供給せるものも、之れアダム、スミスなりと云へり。實にアダム、スミスは斯くの如き思想の全般的供與者にして吾人は未だ良く其等思想の全部を適用し得可き偉大なる實際政治家を發見せざるなり、殊に帝國同盟に對する彼が思想は其實現を待ちつゝあるものと云ふべし。スミスが國富論著述の當時に於て此等思想は極めて重要なるものなりき。然して今日余が之れに就きて述べんとするも其の目的たる蓋し此等思想が現時に於ても同じく重且大なる事を示さんとするにあるなり。

昔時一國統治に關する問題は地方と中央換言すれば小と大との官權の間に適宜に夫々の職務を分配するの一事なりき、而して此問題たる各進步的社會に於ては絕へず新しき形態に於て現出するものなり。帝國主義の根本問題は其の本質たる此常に循環して止まざる問題の一形態に過ぎざるなり。其問題とは何ぞ、卽ち不列顚帝國の構成に就き中央集權主義を擴張するの好時期に到達せりや否や、若し到達せりとせば如何なる方面に於て然るや卽ち是なり。過去の歷史を迚るに或る時代に於ける一國の進步發達は中央政府の權力增進によりてのみ可能なりし事を示せり。之と等しく地方に於て早熟せる中央政府或は不相應に擴張せられたる中央政府は往々にして專制政治或は屬僚政治に終るの事實ありしも亦疑ふ可らざるなり。過度の中央集權と過大せる政府の危險なるは屢々例證せらるゝ所にして個人に委せられたる場合に良く處理せられたる事業は如何なる政府と雖も、之れを自己の手に納む可きものにあらざると均しく地方政府によりて既に滿足に經營せられたる事業は之れを中央政府の手に委すべきものにあらず、正

に之アダム、スミスの主唱する所なりしなり、果して然らば若しアダム、スミスの主義を以て指針とせば吾人は帝國主義と常に隨伴すべき過度の中央集權に陷るの弊を避け得ること確實ならん。

簡明なる自然的自由制度てふ言辭の下にアダム、スミスは重大なる三個の義務を各國君主に負はしめたり。此の義務たる簡易明確なるものなれども然も極めて重要なるものと云ふべし。其の第一を外國侵害に對する防備の義務となす。此義務を遂行するに當り其職務が地方より中央政府に移りたるの事實あるは各進歩的國民の均しく觀察せる所なり。同時に亦從來獨立せる國家を併合し又は之れを聯合するに至らしめたる主力は即ち如此緊要なる防備なりき。防備の進歩發達は併合若しくは集中に於ける進歩と同時に生せしものなり戰爭は益々大經營を以て行はざるべからざるに至れり。小國民は或は唯だ古來の因習上其を維持するか或は又均勢維持の爲め所謂楔子國として存在するに過ぎず。然れども此の如き小國民と雖も防備義務の重要なるを認め可及的大經營を以て此義務を遂行せんとするものなり。

而して第一に吾人が解決すべき問題は現在の狀態に於て不列顛帝國の構成部分に對し眞正なる帝國的、集中的或は聯合的防備制度を目的とするの是非如何、若しくは分散せんとする傾向又は相違れる國民性の發達せんとする傾向を是認すべきや否やの問題即ち是也。

若し吾人にして單に國防の問題、不列顛帝國と稱せらるゝ聯合國家の性質に就きてのみ觀察せば眞成なる合同に對する必要は恐らく最も緊急なるものあるべし。此の如き帝國同盟の條件とする所は夫々密接の關係を有せる三條件なり。即ち第一は中央集權的組織第二は國際費繼續的の支給及び第三は滿足なる方法を以て各種出金者を代表す可き永續的政府の建設是なり。

此等三要件中其第一の組織に關しては往々その輕視せらるゝ傾あり。蓋し自治體は既に帝國的組織の主義を容れたるが故にして例へば帝國の一般職員に關する制度を設け或は同樣なる訓練修養をなさしめ或は又陸海軍機關の各部を更迭せしむる等の有利なるを認めたるが如き即ち是なり。一度此主義にして採用せらるゝに至らんか其有利なるは明々白々の事にして組織の有數なる點のみに著眼せばそは勿論擴張すべきものなりとす。彼のハルデーン氏がかくの如く發達せる國防組織は精神上に於ても將た又實質上に於ても共に自ら帝國同

盟を發展せしむるの傾あるものなる事を痛論せられたるが如き信憑すべきものと云ふべし。

固より純然たる陸軍防備組織の大部分は地方的性質の利益を有するものなる事疑を容れざる所にして地方の出資を以て此れが維持に當つべきものならんも然も斯の如き純然たる地方的施設は眞正なる帝國防備とは大に異なる所あるものなり。此制度は單に大なる發達を遂げたる帝國海軍力を必要とするのみならず。又同時に海軍力と雖も巨萬の動員をなし得らるゝ陸軍力の助を竢たざるべからず。之れを要するに帝國防備の此等要件は單に地方の必要に應じ、地方の出資を以て良く之れに適合せしむる事不可能なるものと云ふべし。

次に來るものは防備の第二要件即ち必要資金の繼續的準備なり。一千九百〇九年八月の會議によれば地方自治體は海軍防備の義務を分擔するの主義を翼贊し之れが確認として彼等は船舶或は金錢の任意的義捐をなしかくして彼等は負擔分配の一般的政策の開始に同意せり。然れども此任意的義捐の方法たる現今危急の際に於ては之れを以て充分なりとするも遠き將來を慮れば未だ之れを以て滿足すべきにあらざるなり。殊に防備の事たる吾人は帝國の內外に於ける政權の發達及分配如何を考察せざるべからざるなり。

負擔能力鑑識方法例へば富及人口等によりて防備經費を配賦するの法規がかく是認せられたるは之れ蓋し單純にして遇發的なる任意的幇助或は仁慈の計畫に一進歩をなせるものなると同時に亦富及人口に於ける變動に自ら適合すべき滿足なる法規は之れを編成する事困難にして亦其れを勵行するの更に至難なるものありと云ふべきなり。バステーブル教授が述べたる如く眞正なる聯合とは各個の政治的單位間の調停に盡瘁するものにあらずして却つて自然人若しくは法人に對して適用さるべき租稅制度ありて主權によりて之れが勵行せらるゝものなり。即ち眞正なる聯合にありては中央及び聯邦政府は聯邦人民の所得より其歲入を收めも若しくはある種の租稅を賦課する所置に出づるものと云ふべし。之れ即ちアダム、スミスによりて是認せられたる方法なる事茲に贊するの要なかるべし。スミスは法の如き目的に使用さるべき租稅なる周到なる注意を以て之れが研究を遂げたるなり。

固よりかくの如き畫策を遂行するに當り其困難の尋常ならざるものあるべく少なくとも財政上の自治權を犧牲とせざるべからざるの觀あると共に

亦實際上租稅を適合せしむるの困難あり。往々政治的事件に關して生ずるが如く外觀上の困難は其實際上の困難より遙かに大なるものあるを見る。財政上の自治權とは市場の偶像なりと云へるロード、ベイコンの言良く其の眞意を傳へたるものあり。此等偶像は唯是れ無用の長物たるに過ぎず。偶像に二種あり一は今日其存在を失へる物名なり。蓋し財政上の自治權は此種の偶像と云ふべきか、思ふにギリシヤ、ラテンの文學上の飜譯よりすれば之れを任意的課稅とも云ふべし。無論何人と雖も課稅は其本質强制的のものにして任意的のものにあらざるものなる事良く知る所なり。されど若し租稅納稅者の代表者によりて課せられたりとせば之れ任意的のものなりと想像し得らるべし。吾人は事實財政上の自治權に附せらるべき眞意義として、代表權なるものに論及せざるべからず。アダム、スミスの計畫に於ては實に此課稅と代表權とを兩々相完ふするものといふべし。而も此計畫の如く各國共に代表せらゝるに至らば何等財政上の自治權を犧牲とする事あらんや。今假りに吾人が任意的義捐に依賴するを續くるとするも義捐者に對し一般の經費或は又依つて以つて防備の主義を監理すべき政策の制御に參與するの權利を與へんとするの畫策を案出せざるべからず。蓋し何等かの方法を以て義捐者に代表權を與へんとする畫策あるにあらずんば何所んぞ吾人は金錢船舶或は其の他の形態に於て任意的義捐の續出を豫期す事を得んや。

今やアダムスミス系統に基礎を置かるゝ一般的論據に歩を進むべき場合に到達せり。先づ防備主認の是認せられたると同時に中央集權共同義捐及び共同統御の思想茲に認容せられたりと想像せよ。然らば之れが主として依賴すべき財源は果して如何なるものを以てすべきか。實際上强大なる聯合によりて主として依賴されたる財源の第一に來るべきものは關稅より得らるゝ收入なり今此財源に就きて考究せんとせば勢ひ帝國同盟の他の方面に亙らざるべからず。即ち聯邦相互の間並に同盟と他の諸外國との間に於ける商業上の關係是なり。

之れを史上に求むるに實際的聯合に於て最も特筆すべきは各聯邦間に於て關稅の檢束的使用を全然放棄せる事是なり。換言すれば盟邦間に於ては內國自由貿易の政策を採用せる事是なり。然れども同盟と外國との商業上の關係に於ては全く相反せる保護貿易政策の採用せらるゝ事一般の法則なり此二樣の政策は必然相結合するものにあらず。

兩者夫々相異なれる理由によりて維持せらるゝものなり。例へば英國に於ては以前長期に亙りて對外保護貿易と共に內國自由貿易の制度を固守せしも後永く今日に至るまで對外自由貿易を維持するに至れり。亦實際と帝國同盟に於て或は外國との財政上の關係を支配するの權利は之れを中央政府に委ね或は內國貿易と均一關稅とを以てする財政聯合は之れを以て確固たる防備聯合を生じたる事あるなり。由是觀之不列顛帝國の各部間に於ける內國自由貿易政策は第一に歷史上の論證に於て其の有利なる理由を有せるなり。國體なる思想の發展に於ては內部的檢束の廢止蓋し之れが主動たりし也。アダム、スミスは內國商業の自由は恐らく之れ大不列顛繁榮の一主因なりしと主張し尙且若し同樣なる自由にして愛蘭及諸殖民地にも擴張する事を得たらんには國家の偉大なると帝國各部の繁榮とは益々增大せしならんと論じたり。而して彼は積極的論據を扶助するに亦常に之れに應ずる消極的論據を以てせり。則ち曰く佛國の繁榮之れに劣るは蓋し各州夫々相異なれる歲入收得法あるが故なり。ミランの小公國は異なる租稅制度を有する六州に區分せられ、更に狹小なるパルマ領は四個の財政區に區分せらるゝ也。かくの如き不合理の制度の下にありては極めて豐饒なる地味以外には何等此等諸國が貧困と野蠻とに陷るを保留するものなきなりと。

歷史上の論據はアダム、スミス時代以來歐米の各大家及聯合國に於て內國自由貿易の政策を採用せられたるより更に其勢力を强めたり。而もまた此政策たる不列顛帝國の數多の部分例へば加奈太濠洲及南亞等に於ける相分離せる殖民地及地方の併合せらるゝに當りて採用せられたるものなり。かくの如く何所に於ても內國貿易を採用せられし事實は一方對外關係に於て反對する政策即ち保護貿易政策を採用せし事實とは顯著なる對照を呈するものと云ふべきなり。而して之れ亦特殊の考究を要すべき事なりとす

發展せる大國家をして或は內國自由貿易を採用せしめ或は又ある形式の對外保護貿易を採用するに至らしめたる根本的相違は如何なるものなりや。此の顯著なる相違は即ち自由貿易政策は全般的に適用すべき二三簡單なる敎義に基くを得ざるものにして其の場合場合により夫々異なれる理由によりて扶助せざるべからざるものなる事を指示せるものなり。勿論吾人と雖も假定假設をなし以て此の自由貿易の學說を簡單に且つ全般的ならし

むる事能はざるにはあらざれども然も彼のヘンリー、メーンが敍述したるが如く此の抽象法により て得たる決論の價値は排除せられたる要素と留保せられたる要素との相對的價値に基くものなり。而して我が假定の相對的價値を計量せんとせばスミスがなしたる如く經驗に訴へて之れを試みざるべからず。

抑も一般自由貿易論に於ける第一の假定は卽ち若し外國の輸入によりて資本及勞働が移轉するものとせば內國に於ても其等に對し同樣有利に又一國にとりては更に有利に之れが使用を發見すべしと云ふにあり。之れ卽ち生產力は實際上一國內に拘束せらるゝものにして只其の生產物のみ交換し得べきものなりとの意を含むものと云ふべし。第二の假定は卽ち一國內に拘束せられたる生產力は完全なる自由を有するものにして若し其の事業に して有利ならんには如何なる使用にも運用せらるべしと云ふにあり、今吾人は此の二個の假定中第一につきて考究せんに經濟上の進步につれ殊に現代の進化につれ資本は益々國家的たる性質を脫して世界的性質を帶ぶるに至れる事を發見するなるべし。然もアダム、スミス時代に於てさへ既に資本の國際的移動性あるは之れを認められたるにあらずや、されば若し外國輸入品によりてある種工業の資本が移轉せられたりとせばこれ內國の他工業に赴かずして却つて外國に移轉せらるゝに至らん、勿論其のあるものは假令特殊の形式を採り又は實際上一定の場所に固著せしめらるゝ事ありとするも全く消滅する事あるべきなり。勞働に就きても其の程度は稍低きも其の眞理なる事亦同一なり。其は移住するに至るか或は不利なる使用失業若しくは貧窮に陷るに至るべし。

經濟上の進步に於て他の顯著なる事實は卽ち益々大經營の生產に向ふの傾向ある事是なり。大經營生產の經濟は各國民をして其の國內市場を維持し其の外國市場を可及的廣大ならしめんと焦慮せしむるなり。

若し吾人此等の事實を內外自由貿易の問題に適用せば自由貿易の利不利は此等二個の場合に於て自ら相異なる所あるを見るべし、內部の障壁を破壞する事によりて一國內又は聯邦國內に於ける資本及勞働の移動性は增大せられたりと云ふべく假りに一國內に於て一地方は之れが爲めに打擊を蒙るも、他地方は更に利得する所多かるべく從つて內國自由貿易につきてのみ言はば概して內國に於ける資本及勞働の使用に對して大に奬厲を與へたるものと云ふべく、かくして內國自由貿易の場合に於ては一國內に生產力を保留するものなりとの假設は亦正當なるものと云ふべし。同じく亦內部障壁の撤去は以て生產上に於ける經營の擴張を促がし從つて國民は概して之れが爲めに誘起せらるたる經濟によりて利得するものなり。而して一般に內國市場は之れ重要なる市場にして內國自由貿易によりて其の組織は改善せらるゝが故に此の點に關し國家は內國自由貿易によりて利益する所あるものと云ふべきなり。

然れども之れを對外自由貿易につきて見るに資本及勞働は外國に移轉するの恐なしと云ふべからず。又外國人に對して其の內國市場に入る事自由なるを致さしむるが故に大經營生產の利益を之れに與ふる恐れなしと云ふべからず。亦單に內國工業に就きてのみ見るに內國工業は外國工業と競爭場裡に立つに當り外國工業の發展に伴ひて益々其の競爭は困難ならざるを得ざるの事情なしとせず、アダム、スミスは外國貿易を論ずるに當り常に內國市場及勞働の內國使用の重要なる旨を切論し亦自然的に富の增殖を來すの結果は剩餘生產物の輸出を益々重要ならしむるものなる事を主張せり、此の見地よりすれば外國市場の擴張は之れを忽にすべからざるものにして報復の手段に訴へて廣大なる外國市場を恢復し若しくは維持するの政策を良巧なるもの〻するの理由も蓋し玆に存すと云ふべきなり。

憾むらくは只時間に制限ありて充分に此の興味ある對比を論究する事能はず、然れども玆に余が敢て一言せんとするは第一に內國自由貿易に就きて見るに其の論據の依つて以て基礎とする假定は一般に實現せられたる事之なり、然れども第二に對外自由貿易に就きて見るに其の場合はかく單純なるものにあらず、其の利不利の如何は他の條件の實現如何によりて左右せらるゝものにして亦之經驗に訴ふるの必要ある事之なり、然れども此の點に關し對外自由貿易を是とする單純なる一般的論據を否認するは獨斷的之れ卽ち保護主義に左袒する單純なる論據を許容するを意味するものなりとの思想に對しては抗論せざるを得ざるなり、若し假定にして外國輸入品によりて移轉せられたる勞働及資本は內國に於て之れが使用を發見するものなりとの證左を必要せんか然らば同樣に假定は若し吾人が外國輸入品を排除せば必然吾人は工業の增大を來し又消費力の增加を得るに至るの實證を必要とするものなり、若し保護主義の場合がか

く簡單明瞭なるものとせば支那離隔の政策は一般に採用せらるゝに至るべく或は又最良の貿易は自國内に於て生產し能はざる物品に限らるゝ事となるべきなり。

是れを要するに以上論述し來れる見地より我がブリテン帝國内に於て内國自由貿易を採用せるは之れ主として獨立的國體の思想に全く相反する帝國同盟の思想の實在せるに基くものと云はざるべからず、斯くの如くして吾人は帝國同盟の各方面相互間の關係の重要なるを會得すべし、共同の利益及同盟の實在を增進する傾ある防備以下あらゆる施設は之れ内國卽ち聯邦内の自由貿易を採用するに當りて便宜なるものにして且又内國同盟の他の目的を達せんとするに際しても利益あるものと云ふべし、勿論此の事たる互に倚賴せる部分に對する相互的利益の見地よりも亦之れを論ずるを得べし、吾人は玆に各植民地若しくは領土が母國に對する保護關稅を撤去する事によりて却つて利益を享受するものなる事を示さんとす、若し此の方面に於ける論據にして成功せりとせば之れ蓋し論據中最强のものと云ふべし、今斯くの如き利害の著しき調和を假定せずとも兎に角此の論據中數多の眞理あるの一事は首肯せらるべきなり。内國自由貿易によりて初めて資本及勞働は其潤澤なる舊國より此を最も必要とする新開國に容易に移轉せらるべく而して殊に各植民地は此等資本及勞働を更に必要とするものなり。然れども自由貿易を贊成する單純なる獨斷的論說に重きを置く者卽ち我が英國にとりては最少の差別稅と雖も、之れ其の繁榮に對しては危險なるものなりとする者こそ實に植民地を以て自由貿易の場合を論述する能はざる者なる事を見ば實に驚かざるを得ざるなり。吾人は植民地が決して内國的自由貿易政策を許容せざる事を決意せりと聞けり。然れども自由貿易が常に最良の政策なりとせば何ぞ植民地はかく頑冥愚劣なるを要せんや事實は果して如何。

吾人は再び經驗に之れを訴へ實際上の事實若しくは狀況に訴へて一言せざるを得ざるなり。吾人若し一度歷史を繙かば大國家大聯邦國等によりて採用せられたる此の内國自由貿易政策かある場所に於ては之れが爲めに失ふ所あるも又他方に於ては利する所ありしならん、不列顚帝國に於ける此の内國自由貿易の採用は元より複雜せる結果を齎らせる事疑を容れざる所なり。卽ち一地方の損失すると共に他地方の利益せる所あるべく或は既に定まれる利益を妨害せる事もありしならん。然らば

此の妨害に對し聯邦の各部分を得心せしめんとせば勢ひ帝國同盟の一般的利益ある事を信服せしめざるべからざるの必要あり、而して之れ當然帝國の對外商業的關係に遡らざるべからず。此の點に關しては既に論述したるが如く聯邦國は概ね自由貿易政策に反對し對外保護政策は之れ同盟の强固を增進し從つて又内國自由貿易を發展せしむるものなりと思考せり、玆に於て我が英國に於て蒙る對外自由貿易上の犧牲は内國自由貿易を同樣擴張するによりて塡補せる、其れに比し或は犧牲が過大なるの事實なきや否やの問題は之れ一考を價するものといふべし、對外商業政策に於て利害共有の精神を振興し或は亦偶々内國の墻壁を破潰せんとするが如く一般に一致せしめんとするには何等の犧牲を價せざるにはあらざるか保證の必要缺くべからざるものなりとの一事に於て思凝狂者たりし彼れベンザムは、時ありてか保證は保證の爲めに犧牲となる事之れ又必要なりと云へり、然らば自由貿易の利害關係に於ても時ありてか自由は自由の爲めに犧牲とならざるべからずてふ事亦瞭然たる事なり、帝國内に於ける内國自由貿易は若し其の必要ありとせば之れ確かに對外自由貿易の幾分を犧牲とするの價値あるものといふべきか。

余は帝國自由貿易の理想は單に其の豫備として我が英國が從來維持せる對外自由貿易政策を放棄し之れに代へて帝國保護政策を採用せしむる事を得るに過ぎずと斷言せんとするものにあらず。余が玆に確說せんとする所は卽ち帝國内に於ける内國自由貿易の利益は時を經るに從つて益々增大し若し其の必要ありとせば終ひには母國及植民地の對外政策間に調停を遂行せざるべからざるに至らんといふにあり、内國自由貿易の理想はある場合に於ては單に漸次不列顚帝國により實現せられ得るに過ぎざるべし。帝國がかの對外自由貿易を採用するに至れるは假令千七百八十六年佛國と締結したるピットの條約に始まりしと雖も、アダム、スミスが富國論を公にしてより百年餘の歲月を經て初めてかく其の完成を見るに至りしにあらずや、穀物條例の撤廢せるれたるは戰爭の初期にもあらず、亦終期にもあらず之れ只戰爭酣なりし間に於ける顯著なる出來事なりしなり、若し内國自由貿易の理想にして亦斯くの如く實現せらるゝものとせば吾人は步一步理想に向つて前進せざるべからず、然れども此の點に關し平々凡々敢て玆に之れを主張し解說するの要なしと雖も余は一言以て若し進步がなさるゝものとせば之れ所謂進步に

して進歩にしてあらざる事を主張し、且つ現今我が市場に何等の制限なく自由に輸入せらるゝ植民地、生産物に對し課税するが如き事あらば假令之れが爲めに外國生産物に對する重税を伴ふとするも之れ一種の退歩たるの觀ありと斷言せんとするものなり、我が英國の市場が他聯邦に對し開放せらるゝに至らば卽ち我が理想に到るの途既に其の半に達せりと云ふべきなり。

帝國内に内國自由貿易を執行せんとする際に於て吾人は其の法規の條文にあらずして其の精神とする所と觀察せざるべからず、又吾人は我が政策の結果を廣く觀察せざるべからず且つ我が政策の意味する所を廣く觀察せざるべからざるなり、其思想のあるものは既に之れを實現し得たりしかのアダム、スミス及數多の政治家或は思想家の言を以てするも自由貿易は決して總ての關係を撤廢せんとするものにあらざりき、關税に代へれて之れと全く同一物なる物産税を賦課せんとするに至れるは之れ實に最近の事に屬するなり、一シルリングの穀物税が千八百六十九年に廢せられたるは之れ自由貿易が廣く運用せられたる原則より狹隘なる箇條に推移せる跡を示すものと云ふべきなり。

自由貿易が實際上目的とする所は制限的若しくは獨占的政策の弊害を脱し或は之れを避けんとするにあり、然れども歳入を收めんとする事柄に於て實際上多額の收入を必要とする際には課税の理想的原則も往々之れを放棄せざるべからざるなり、實に此の實際上の原則の爲めにはアダム、スミスの四原則も多少輕視せられたるの傾あるにあらずや、アダム、スミス自身の言を聞けあらゆる適當の課税目的物が枯涸せられたる後更に國家の危急の爲めに新らしき租税を必要とするものある時は不適當なる課税目的物にも亦課税せざるべからざるなりと、彼は更に進んで和蘭が國家獨立の爲めにせる戰爭の經費と國家存在に必要缺くべからざる築堤の經費とに應せんが爲めに生活必要品に課税したるを可としたるにあらずや、亦アダム、スミスは單一關税制度を主張せり而して此の理想は近世の大聯邦國卽ち獨逸及北米合衆國に於て遂行せられたり、然れども不列顛帝國に於ては地方的接觸の缺乏と經濟的狀態の差違あるが爲めに完全に單一關税制度を遂行する事能はざるの事情ありと云ふべし、然れども假令精細の點までは單一制度を遂行し得ざるとするも適用さるべき原則に於ては能く一般的に一致せしむる事を得べく而も帝國の權力は或は之れを通商條約の商議に應用し

或は之れを復讐の壓迫に適用する事を得ん。

此方面の帝國問題を論ずるに當り吾人は他の大聯邦國の經驗より推測し一般假定は内國自由貿易を可とすると等しく對外關係に於ける假定は外國輸入品に一部の制限を加ふるを可とするものなる事を記憶せざるべからず、然れども何れの場合に於ても此の假定は證明せられざるが故に亦茲に吾人は實際狀態に就きて詳細なる考究の必要に迫るものなり。

尚近世の聯邦國に於て中央政府は主として關税に倚賴すれども帝國收入の一部は何故に他の財源物に益々增進する地代より收むべからざるかに就きては確固たる理由ある事なし、社會の一般的進歩より生ずる地代は其の社會の保證の爲め或は發展の爲めに使用するの公平なる事何ぞ之れに勝るものあらん、若し此の保證此の發展にして帝國同盟によりて增進せらるゝものなりとせば同盟は其の依つて生ずる利益に參與すべきものなり、加之斯くの如く何等資本勞力を加へずして土地の相場に騰貴をなしたるものに對し課税するは之れ實に内國自由貿易採用の結果たるべき富及人口の再分配に於て均衡的又塡補的結果を齎らすものと云ふべし。

余は帝國同盟の他の諸利益を茲に引證する時間なきを憾みとするものなり、例へば一方に本問題を論ずるに伴ふて大資本の獨占事業の論ずべきあり、或は移住來住のなさるゝあり之れを略言するにアダム、スミスが國家に歸したる義務卽ち決して個人の利害關係の下に維持すべからざる公共的事業或は施設を建設し之れを維持するの義務の下に企てられたる數多の畫策のあるあり、然れども此の如き官業の擴張は原則として地方政府にとりて其の事業の不適當なる場合に限りてのみ干渉すべきものなりとす。

今余は決論として我が論旨の綱要を論述せんとす、卽ち我が基礎とする所はアダム、スミスによりて陳述せられたる帝國同盟の畫策なり、全畫策の根據は帝國防備の必要にあり、帝國防備は之れ實に第一に必要缺くべからざるものと思考せざるべからず、戰爭と戰爭に對する恐怖の念とは之れ實に政治的聯合の此の主要なる目的を達せんが爲めに獨立國及準獨立國を驅りて益々其の同盟を發展せしめたる大動力なりしなり、國防の事たる或は友誼的同盟の方法により或は獨立支配權と相伴ふて任意的義捐に其の基礎を置く所謂地位を同じふするの方法等によりて之れを遂行する事必ずし

も不可能にあらずとするも然も中央集權組織の方法に比すれば其の效果同日の論にあらず殊に其の基礎を海軍力に置く防備組織に於て然りとす、然れども歷史が指示するが如く任意的義捐の方法は之れ其の發達に於て必要なる一階段といふべきなり。尙繼續的防備は若し帝國的思想を以て目的たるべきものとせば聯邦國若しくは帝國の需用と共に增大する繼續的歲入の必要を含むものなり、且つ又各選擧權者が經費を按排し或は平和若しくは有事の際に於ける帝國の政策を協贊し或は決定せんが爲めに代表せらるゝ繼續的中央政府の必要を含むものなり、然れども上述せる如き種類の防備聯合は當然他の目的をも遂行せんとする聯合を含むものなり、此等目的中帝國各部間の內國自由貿易は歷史上明白なるが如く其の重要防備の次に位すべきものと云ふべし、此の內國的商業上の關係の整合と密接なる關聯を有するものは卽ち兎に角其の主義に於て諸外國に對する對外商業的關係を一致せしむる事之れなるべし、最後に其の他數多の義務なれども之れ中央政府によりて最も良く遂行し得らるゝものなり、帝國主義の最大危險とする所卽ち過度の中央集權と過度政府萬能主義とは之れ實に羅馬帝國滅亡の主因とも稱すべきものならんも然も此の危險たる若し吾人が其の指針としてアダム、スミスの原則則ち個人によりて能く處理し得らるゝものは何等之れを政府に委するを要せず又地方政府は委するを得るものは決して中央政府に委すべからずてふ原則を固守するに於ては能く此の危險を避くる事を得るならん：此の單純なる原則により各國民性の理想とする所は充分に發揮せしむるの餘地を存すべく從つて既に取得せる又創始せる主權の放棄に基く反對論は爲めに消滅するものと云ふべし。

以上述べたる所は卽ち畫策の概要なり然れども茲に此の如き帝國同盟は既に試みられ然も其の缺點を發見せられたるものなりと反對するものあらん、此の意見に從へは植民說は古代のメジア人或はペルシヤ人の法律の如く全く一定不變のものなりとなすものにして其の不條理なる事多言を要せざるなり。

千八百六十二年下院の決議は植民地にして自治制を享有するものは各自の陸軍防備に對し其の責に任ずべきものにして又其の經營をも負擔すべきものなりと公言せり、然れども此の政策一度遂行せらるゝに至らんか植民地に對する關係の物質的羈絆は茲に切斷せらるべく植民地は英國の主權を

承認しつゝ然も自衛上充分なる軍備をなして遂ひには不列顚帝國の屬國たるの境を脫して發達するに至るべし、植民地は然も尙一旦有事の際に至れば英國に對し少くとも海軍の保護を求め平時に於ては彼等植民地は絕へず英國の法律制度を模倣せんとし而して英國公民權を有するの故を以て其の名譽を誇示せんとするにあらずや、近時植民地が物質的關係の羈絆を切斷せずして而も海軍防備の責任を引受くるに至れるが故に却つて分散の傾向を過止し共同利益發展に對する新思想を開始せりと說くものあれども之れ少しく過言にはあらざるなきか詳細の點は姑く之れを措き千九百七年の會議に於て植民地代議士の言を盛ならしめたる重要なる動機は果して如何なるものなりや、之れ卽ち實際上の聯合をして單に防備に於てのみならず、帝國の各部をして更に密接に結合せしむるが如き方法に於て進步せしめんとする切望と熱心是れなり、彼等が商業上の優先權を需めんと主張するも亦之れ利益の共有を承認する思想に基くよりも寧ろ自己の利益を得んとする思想に基く事大なりと思考する事を得ざるなり然らば彼等の切望熱心に對し障害となるものは何ぞや、植民地は曰く之れ東國に於て崇拜せらるゝ自由貿易てふ狂崇物なりと、然れども之れ全く彼等によりて崇拜せられたる市場の偶像卽ち政財上の自治權なりと答ふるを以て更に妥當なりと云ふべし。

最近の經驗によれる我が英國の二大政黨が共に最も重要なる憲法上の變動を我が議會に導入せざるべからざる事を承認したり、幸にも其は茲に論述したるものにとりて重要たるべき唯一の點なり、我が國民の心意は政府第一の原則に向けられつゝあるものにして彼等が此の考究を成就せざる以前に於て次の如き問題を惹起するに至らん事全く不可能の事にあらざるべし、卽ち不列顚帝國議會は其の眞正なる意義に於て帝國議會なりやの問題之れなり。

時今や帝國同盟の問題を再び論ずるの好機にして諸外國に於ても又植民地に於ても將た又我が英國に於ても其の現狀は此の問題に對し實際的解答を與へられん事を需めて止まざるなり、然れども若し吾人實際解答によりてアダム、スミスの學理を遵奉せば吾人は決して大なる利益若しくは之れに反對する有力なる偏見に就き何等考究せず、直ちに我が理想とする所を完全に實現せんとするものにあらず眞正なる政治家卽ちソロンの如きは最良の制度を設立する事能はざりし時は國民の堪へ

得らるゝ最良の制度を設立せんと試むるなり、又彼れ正道を立つる事能はざりし時は邪道を改むるを戴卑せざるなりとは之れアダム、スミスの言なり、吾人は國民生活に於て一興一衰は免るべからざる數なり而して國民生活に於ては一世紀は之れ實に一瞬時に過ぎざるなり。(完)

以上はエコノミツク、ジヨーナル所載ニコルソン教授の論文を抄譯せるものなり

新著紹介

Andlew D. Whita : Seven Great States men.

アンドルー、ヂツクソン、ホワイトは千八百三十二年の出生にしてエール卒業後笈を歐洲に負ひて巴里伯林の大學に學びミシガン大學史學教授より轉じて新設コーネル大學總長となり傍ら近世史の講座を受持ち晩年公使又は大使としてペテル幷に伯林に駐劄し海牙の平和會議にも列席したる知名の士にして現に米國史學會々頭たり科學神學衝突史幷に自傳等の著作は著者の學殖と閲歴とを後昆に傳ふるに足る可きものなるが昨年十月發行の「七大經世家」も亦優にこれらの著作と比肩するを得可し。

「七大經世家」のうちビスマークは著書の米國公使として親しく往來せるところカヴールには會見の機會なかりしと云ふも深くその人物性格事業を研究せしもの丶如く、兩偉人の月旦は本書のうちにありて殊に興味饒きものあり、チユルゴーとスタインとの事蹟の如き假令一は失敗に了り、一は成功を告げたりと雖も、これ勿論大局の上より下せる評論にして仔細にその經歴を比較する時は類似の點も亦尠からずチユルゴーの十三年間リモージユ地方を治め、スタインの二十年間ウエスフアーレン地方に在任せるその治蹟は共に國務大臣の要職を以て酬ゐられたり、チユルゴースタイン共に官僚政治家たりと雖もその政見は徒らに官僚社會の利益をのみ圖らんとするが如き狹隘なるものにあらずその憂國の至誠は巧みに紙上に寫し出されたり。

初めて獨逸語を以て大學の講義を試み儕輩をして目を側てしめたるトマジウス、國際法の原則を說きて人道の爲に盡瘁したるグロチウス、又相並べ稱すること得可し、その故鄉に容られずして亡命の客となりしは相似たれど、トマジウスのハレー大學の創立者として傍ら弊政を匡救し得たるは聊か以て慰む可きも、貞實なる夫人の盡瘁により書物を收めたる箱に藏れて牢獄を脫し、巴里に流寓せる後瑞典に仕へ歸國に際して難船の厄に遭ひロストツクに客死せる、グロチウスの一生は實に悲慘なり、然れどもその死後なほ羅馬法皇政府の逼害を受けて、遺骸の所在をも失はせんとせる、ヴエネチアのサルピの事蹟は「七大經世家」のうちにありて最も深く獨立の學者を感奮せしめずんばあらず。著者は本書に冠して「人道」の爲に不道理と戰へると」云へり、苟くも背理を排して人道の爲めに盡さんとする獨立の士は本書に依りて益々その志操を堅實ならしめんことを努めざる可からず。(田中萃一郎)

御斷

本號論說マクラレン氏の論說は校正の責任書記に有之候間此段御斷申候也。